

医療法人香徳会 関中央病院

## 新型インフルエンザ等対策業務計画

---

関中央病院 新型インフルエンザ等対策会議  
2014/03/10 作成

# 目 次

## I. はじめに

## II. 総則

- 1. 業務計画の目的 .....2
- 2. 業務計画の基本方針 .....2
- 3. 発生段階の定義 .....3

## III. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1. 医療機関との連携、協力体制 .....4
- 2. 情報収集・連絡体制の整備 .....5
- 3. 対策本部の設置・運営 .....5

## IV. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1. 新型インフルエンザ等対策における業務の内容および実施方法 .....6
  - 1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容
  - 2) 発生時の人員計画と業務継続方法
  - 3) 発生段階に応じた具体的業務内容
- 2. 感染対策の検討・実施 .....7
  - 1) 感染予防に関する教育・訓練
  - 2) 感染予防対策
  - 3) 特定接種

## I. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、平成 15 年 4 月に発生した SARS をはじめとした未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このような背景を危惧して、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）」が施行され、政府行動計画が特措法に基づく計画として、平成 25 年 6 月に制定された。これに合わせ、岐阜県でも平成 17 年に策定した新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、特措法に基づく計画として以下の点が改訂された。

### 改訂ポイント

- 「指定公共機関」「指定地方公共機関」制度の創設
- 特措法の制定により法的根拠が付与された対策等の明記
- 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の創設に伴う対策の再整理
- 対象感染症の拡大に伴う行動計画の名称変更等

関中央病院は、特措法の規程に基づき岐阜県において「指定（地方）公共機関」に指定されている。県・市町村・医療機関・事業所・個人のそれぞれが対策の基本方針や役割等を共通理解し、一体となって対策を展開して行くために、当グループの位置づけを明確にするとともにその責務を果たすため、特措法第 9 条第 1 項に従って「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下、業務計画）」を作成するものとする。

## II. 総則

### 1. 業務計画の目的

この計画は、特措法第9条第1項の規定に基づき、関中央病院をはじめ関連グループ（以下、当グループ）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、中濃地域住民や施設職員への感染拡大を防止し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命および健康を保護する。

- 情報収集を的確に行い、すみやかに感染防止対策を実施することで感染拡大を抑え、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 地域住民の生活および経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

- 感染予防・感染拡大防止策により、医療提供の基盤を維持する。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務または地域住民の生活および経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 2. 業務計画の基本方針

当グループは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、岐阜県および関市の対策に協力し、指定（地方）公共機関や地域の診療所等と連携を図りながら、様々な状況に応じて当グループの機能を十分に発揮し、柔軟に対応できるよう新型インフルエンザ等対策会議においてこれを計画する。新型インフルエンザ等が発生した場合には流行状況や病原性の実態などの情報を綿密に収集するとともに、中濃地域住民への実行可能な対応策や当グループ職員の健康管理および業務継続に関する様々な規定等も含めて、院内に新型インフルエンザ等対策本部を設置し、その決定事項に従って実践するものとする。

なお、本業務計画は最新の情報や根拠に基づく科学的な知見を常に考慮し、随時見直しを行い、必要に応じて計画を修正する。

### 3. 発生段階の定義

新型インフルエンザ等の発生段階は以下の通り定義する。

発生段階	定義
未発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li><li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態</li></ul>
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 海外または他県で新型インフルエンザ等が発生した状態</li><li>・ 県内では新型インフルエンザ等が発生していない状態</li><li>・ 発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態</li></ul>
地域発生早期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追うことができる状態</li><li>・ 県内での発生に伴い、市内でも新型インフルエンザ等が発生した状態</li></ul>
地域感染期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li><li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む</li></ul>
小康期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li><li>・ 大流行はいったん終息している状況</li></ul>

### 4. 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成と周知

この計画を効果的に推進するため、特措法においては未発生期における準備、海外発生期から地域発生早期における対応、地域感染期における対応、患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「BCP」という）の作成が求められた。当グループでは、新型インフルエンザ等対策会議においてこれを作成し、職員に対し周知徹底を図るものとする。また必要時、本会議で検討し修正を行い、速やかにその内容を職員へ伝達するよう努める。

### III. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### 1. 関係機関との連携、協力体制

特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画および法第8条第1項に規定する市町村行動計画における当グループのこの地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、地方公共団体および指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力を行い、国内・地域発生時に備えて準備を行う。また、地方公共団体、保健所および感染症指定医療機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集を行う。なお、発生段階ごとに当グループでは下記のような体制をとることとする。

状 態	発生段階				対策体制
	WHO	国	県	市	当グループ
新型インフルエンザが発生していない状態	フェーズ 1～3	未発生期	未発生期	未発生期	対策会議 (管理者会議)
海外で新型インフルエンザが発生した状態	フェーズ 4～6	海外 発生期	県内 未発生期	市内 未発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生 早期			
岐阜県内で新型インフルエンザの患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態		国内 感染期	県内 発生早期	市内発生 早期	
関市内で初の患者が発生					市内 感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ患者の接触歴を疫学的調査で追えなくなった状態			対策本部の設置・ 検討		
関市内で患者が多発し感染が拡大した状態	外来診療・入院は 受け入れない				
新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低水準でとどまっている状態	ポストパン デミック期	小康期	小康期	小康期	対策緩和

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、それを想定した訓練を行い、院内の機能の整備や職員教育に務める。

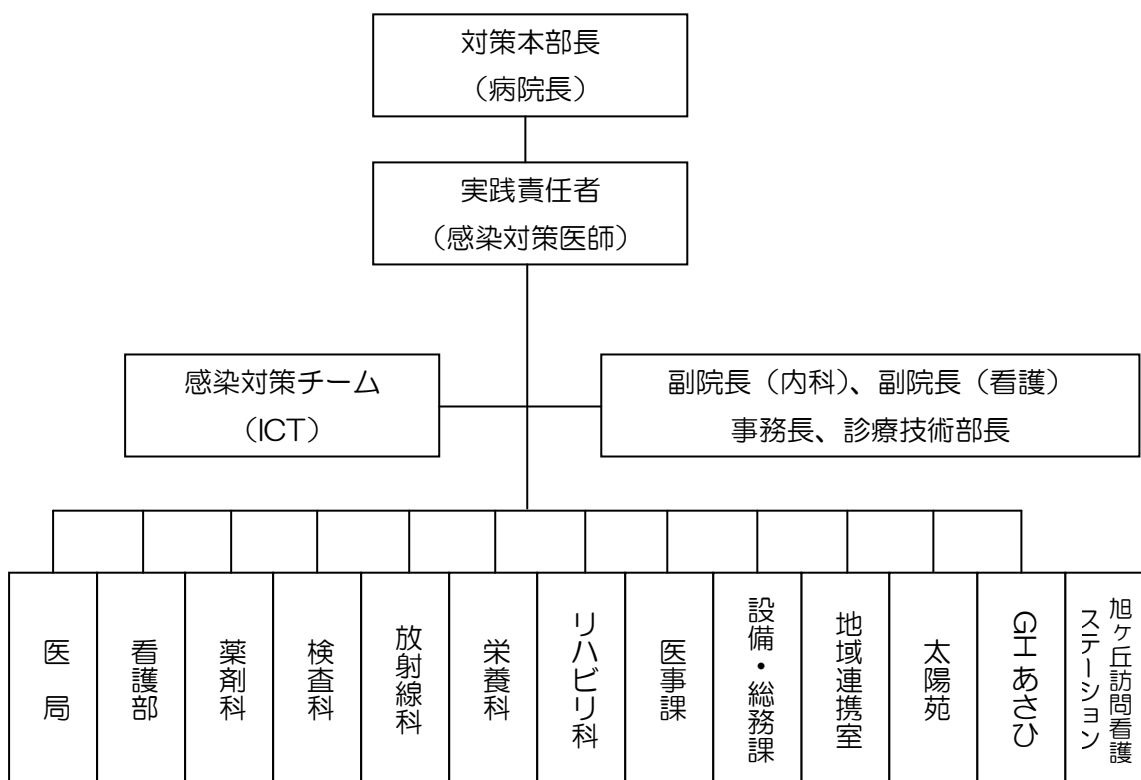
## 2. 情報収集・連絡体制の整備

当グループでは、新型インフルエンザ等対策会議において、国内外での流行状況の把握を行い、それに伴った対応方針について検討する。さらに関連する併設施設とも情報を共有し、当グループの機能で対応可能な診療体制を確保するために連携を図る。また、当グループを利用する外来患者や入院中の患者に対しては、発生段階に応じて随時ホームページ・ポスター等を活用して情報提供を行う。当グループ職員に対しては、随時議事録等で検討内容等を開示する他、緊急連絡網の整備や災害一斉メールの使用トレーニング等を行い、リアルタイムに対応し業務が遂行できるよう体制を整えておく。

## 3. 対策本部の設置・運営

当グループでは、岐阜県内で新型インフルエンザの発生が確認された時点で、病院長を本部長とした対策本部を設置する。実践責任者は感染対策医師がその業を担うものとする。対策本部での決定事項に従い、現場業務は感染対策チーム（ICT）が中心となって運用する。

### 関中央病院グループ新型インフルエンザ等対策本部の構成



対策本部での審議内容は以下の通りとする。

- ①発生状況の情報収集および発信に関すること
- ②関係機関との連絡・調整に関すること
- ③当グループにおける医療体制に関すること
- ④診療業務に関すること
- ⑤職員の健康維持や業務能力に関すること
- ⑥その他、新型インフルエンザ等の流行による病院機能に関すること

## IV. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1. 新型インフルエンザ等対策における業務の内容および実施方法

#### 1) 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

発生段階に応じた組織管理体制に基づき、業務全般は感染対策チーム（ICT）が中心となって新型インフルエンザ等対策に関する情報収集および感染予防・拡大防止のための現場教育・情報提供などを行う。また、発生時に速やかに対応できるようシステムの構築や機能の整備とともに、実践業務における訓練等を行う。さらに、必要な薬品・検査試薬・衛生材料などの備品の確保または緊急時の補充体制などを確立する。

実際にこの地域での感染が確認された場合には、地方自治体や指定地方公共機関と連携を図り、新型インフルエンザ等対策本部を設置・運営し医療提供に柔軟に対応する。

#### 2) 発生時の人員計画と業務継続方法

当グループ BCP に基づき、被害想定・欠勤率 40% をピークと考え、新型インフルエンザ等対策本部において人員計画および業務継続方法について検討する。状況に応じて、当グループ関連施設に従事する同グループ職員の応援や協力を求め、人員を確保するとともに、業務を分担して対応にあたる。

#### 3) 発生段階に応じた具体的業務内容

未発生期	新型インフルエンザ等対策会議（管理者会議）での検討	① 新型インフルエンザ等対策の体制整備 ② 職員への感染防止対策トレーニング ③ 診療に必要な備品の確保
海外発生期		① 新型インフルエンザ等対策の具体的対応の準備 ② 職員の感染防止対策維持継続
国内発生期 ～ 県内発生 早期	新型インフルエンザ等対策本部の設置	① 地方自治体および指定地方公共機関との連携強化 ② 地域住民への情報提供 ③ 外来診療は行わない⇒感染症指定医療機関（中濃厚生病院、岐阜赤十字病院等での対応） ④ 入院は受け入れない ⑤ 職員への感染防止対策強化 ⑥ 特定接種の実施（政府対策本部において決定後）



		⑦ 医薬品・検査試薬・診療材料等の備蓄確認 および関係業者との連携
県内～市内 感染期	新型インフルエンザ等 対策本部による対策強 化	① 地方自治体および指定地方公共機関との連 携強化 ② 地域住民への情報提供および教育 ③ 外来診療の実施（空間的分離対応） ④ 入院を受け入れる（4F 病棟 15 床、空間分 離対応） ⑤ 入院患者および関連施設利用者への感染防 止対策強化 ⑥ 面会者の制限または入室の完全遮断 ⑦ 職員の健康状況の把握および勤務調整 ⑧ 通常業務の優先度評価による縮小、休止等 の措置 ⑨ 病院の業務機能の評価および応援体制の構 築 ⑩ 医薬品・検査試薬・診療材料等の確保
小康期	新型インフルエンザ等 対策本部の解散	① 通常業務の再開 ② 経過報告および評価とその記録

## 2. 感染対策の検討・実施

### 1) 感染予防に関する教育・訓練

新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防対策について周知することが重要である。感染予防および拡大防止のための情報提供・教育活動・実地トレーニング等により普及啓発を行い、知識と技術を習得させる。また実践的な訓練を実施するとともに、当グループにおける新型インフルエンザ等対策が適切であるか評価・修正する。さらに新型インフルエンザ等が発生した場合には、基本的人権を尊重し、その隔離措置等には十分配慮する。

### 2) 感染予防対策

新型インフルエンザ等の主な感染経路は、飛沫感染\*<sup>1)</sup> および接触感染\*<sup>2)</sup>。その予防策としては、手指衛生と咳エチケット等が有効であることから、平常時より季節性インフルエンザ流行時期などにはその対策を強化し習慣づけておくことで、迅速に対応することができる。

\* 1) 飛沫感染：5 ミクロン以上の水滴に覆われたウイルスを含む飛沫が、人の咳やくしゃみなどの呼吸器症状によって空中に飛散し、1～2メートルの距離で他の人の粘膜や呼吸器に接触し感染すること。

\* 2) 接触感染：皮膚と粘膜・傷口の直接あるいは手指などの媒介によって間接的な接触により感染すること。

### (1) 手指衛生

一処置ごとにアルコールによる手指衛生を行う。明らかな汚染が確認される場合や湿性生体物質に触れた後、業務終了時には、石鹸と流水による手洗いが推奨される。手指衛生のタイミングは、「医療における手指衛生に関する WHO ガイドライン 2009」が提唱するものに準じて実施する。

- ① 患者に触れる前
- ② 清潔。無菌操作の前
- ③ 湿性生体物質に曝露された可能性がある場合
- ④ 患者に触れた後
- ⑤ 患者周辺の物品に触れた後

### (2) 咳エチケット

咳やくしゃみなどの呼吸器症状がある場合には、マスクを着用し周囲への飛沫を避けるようにする。また、症状がある人とは最低 1メートル以上の距離を保ち空間的分離の措置を行う。また、鼻汁や喀痰などの分泌物をティッシュペーパー等で拭った場合は、速やかにふた付きゴミ箱へ廃棄し手指衛生を行う。

### (3) 環境整備

流行時期には、環境表面に多くのウイルスが付着している可能性がある。特に高頻度に接触する手すりやドアノブ、電気スイッチ、カウンター・テーブル、いすの背もたれ、パソコンのキーボードやマウス、医療器具などは、それを介して間接的に感染することがあるため、清拭清掃および環境消毒等が推奨される。

## 3) 特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府本部長がその緊急の必要があると認めた時に臨時的に行われる予防接種である。当グループでは、病院職員および関連施設を含む 関中央病院グループ全職員をその対象として厚生労働省へ申請している。

## 附 則

この業務計画は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。